

## 建設工事における共同企業体運用基準の改正について

令和7年1月1日以降に入札公告を行う建設工事について、共同企業体の運用基準を下記のとおり変更します。

○ 令和6年12月31日まで

番号	区 分	対象工事	設計金額
(1)	技術的難易度の高い工事	①土木構築物 (水管橋、ガス水道本支管、 浄水場等の土木構築物) ②建築工事 ③設備工事	①3億円以上  ②3億円以上 ③1.5億円以上
(2)	(1)以外の効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められる工事	①土木工事・舗装工事 ②建築工事 ③設備工事	①～③ 1億円以上

○ 令和7年1月1日から

番号	対象工事	設計金額
(1)	・土木工事 ・建築工事 ・設備工事	1.5億円以上
(2)	・効果的かつ円滑な共同施工が確保できると認められる工事	

※ 特定共同企業体の構成要件等に変更ありません。